

～ 愛媛県から「感染防止対策支援事業」のお知らせ ～

障害福祉サービス事業所・施設等における感染防止対策に要した経費を支援します。

1 補助対象事業所 全ての障害福祉サービス事業所・施設

※ただし、障害福祉サービスを行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護分野の感染防止対策支援に係る補助金が支給される場合は、障がい分野の補助金は申請できません。

2 補助対象経費 令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- ①衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）
- ②感染症対策に要する備品（次の2品に限定）
 - ・パーテーション、パルスオキシメーター

3 補助上限額 サービス毎に設定（入所系・療養介護は定員規模別に設定）

入所系・療養介護		通所系・居住系		訪問・相談系
・40人以下	2万円	生活介護	1.4万円	3千円
・41～60人	3万円	上記以外	7千円	
・61人以上	4万円			

4 申請受付期間 **令和4年1月4日から令和4年1月31日まで**

5 申請書提出先

- ① 愛媛県国民健康保険団体連合会（以下、県国保連）の電子請求受付システムに申請書をアップロードして申請します。
- ② 債権譲渡を行っている事業所のみ、愛媛県障がい福祉課に直接申請します。（原則郵送）封筒の表に「感染防止対策支援事業（障がい）申請書在中」と朱書きしてください。

6 申請書類

県HP又は補助事業お知らせメールから次の様式を取得してください。

- ・様式1（総括表）・様式2（事業所・施設別申請額一覧）・様式3（事業所・施設別個票）

※債権譲渡を行っている事業所は、補助金振込先口座の通帳の写しの添付が必要です。

県ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/2021kansenboshi/hojo.html>

お問合せ先

●事業全般に関すること

厚生労働省 コールセンター

電話番号 03-5253-1111（内線3698、3699）

（受付時間は、平日 9：00～17：00 ※当面の間）

●電子請求受付システムに関すること

国民健康保険中央会 コールセンター

電話番号 0570-059-402



申請方法

1. 支援の対象経費、対象事業所について確認

(1) 対象経費の確認

- 県のホームページなどで支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。
 - ※令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入した衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）又は感染対策に必要な備品（パーテーション、パルスオキシメーターの2品）の費用が対象です。
 - ※申請時点で、支払いが完了していないものは申請できませんので、注意してください。
 - ※領収証等の支払金額の証拠となる書類を保管しておいてください。

(2) 対象事業所の確認

- 全ての障害福祉サービス施設・事業所等が対象です。
- ただし、次に該当する事業所は、障がい分の補助金申請はできません。
 - ※障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所が、医療又は介護の補助金を申請する場合は、障がいの補助金を申請できません。いずれか一つの補助金を選択してください。

(3) 補助上限額の確認

- 補助上限額は、サービス毎に設定しています。
- 多機能型事業所や一つの事業所で複数の事業者指定を受けている場合は、各指定サービスの上限の合計額まで申請できます。

2. 交付申請書を作成

- 所定の様式により、申請書を作成します。（次ページ参照。県HPからダウンロードできます。）
- 法人単位でまとめて申請してください。法人内の各事業所ごとに個票を作成し、1つのエクセルファイルにまとめます。

3. 交付申請

- 申請書は、県国保連の電子請求受付システムにアップロードしてください。
- 債権譲渡を行っている事業所は、愛媛県障がい福祉課に直接申請します。（原則 郵送）
- 申請書受付期間は、どちらも、令和4年1月4日から令和4年1月31日までです。
- 申請は1回限りです。申請を実績報告・請求とみなしますので、変更申請はできません。

4. 県で確認後、交付

- 県が申請内容を確認後、障害福祉サービス等報酬の振込用に県国保連に登録されている口座に、令和4年3月末に、県国保連から補助金が交付されます。
- 債権譲渡を行っている事業所は、補助金申請時に申告のあった口座に、県から補助金が交付されます。

5. 証拠書類の保管

- 補助金額の根拠となる領収書をはじめ、補助金に係る収入及び支出に関する証拠書類は、交付決定日の属する年度の終了後、5年間、適切に保管してください。
- なお、申請時に領収書の添付は不要ですが、県から提出を求めることがあります。

お問合せ先・債権譲渡している事業所の提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
愛媛県 障がい福祉課 障がい支援係 089-912-2424（係直通）
syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

Q&A

Q1 感染防止対策支援事業の対象サービスを具体的に教えてください。

A1 感染対策の支援は、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する障害福祉サービス等が対象です。なお、障害者総合支援法の地域生活支援事業は対象外です。

Q2 感染対策の支援について、どのような費用が対象となりますか。

A2 令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に購入した衛生用品（マスク、手袋、消毒液、防護服、フェイスシールド等）、備品（パーテーション、パルスオキシメーター）の購入費用です。

Q3 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込まれますか。

A3 国保連からの障害福祉サービス等報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。

Q4 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない施設・事業所も補助対象となりますか。

A4 対象です。

Q5 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金（医療分の補助金）や令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、障がいの補助金を申請できますか。

A5 以下の事業所・施設は、重複申請することができませんので、医療分や介護分の補助金の申請を御検討ください。

- | | | |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| ・療養介護 | ・同行援護（基準該当含む） | ・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当） |
| ・医療型児童発達支援 | ・行動援護（基準該当含む） | ・児童発達支援（共生型・基準該当） |
| ・医療型障害児入所施設 | ・生活介護（共生型・基準該当） | ・放課後等デイサービス（共生型・基準該当） |
| ・居宅介護（共生型・基準該当含む） | ・短期入所（共生型・基準該当） | |
| ・重度訪問介護（共生型・基準該当含む） | ・自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当） | |

Q6 介護サービスと障害福祉サービスを同一事業所で実施しています。両方も申請できますか。

A6 設備に関する基準における必要な設備、備品を共有している施設・事業所については、介護又は障がいのいずれか一方のみ申請することができます。

Q7 令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所は申請できますか。

A7 令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所が対象です。この間に新規指定を受けた施設・事業所は対象となりますが、指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。

Q8 令和3年10月1日から12月31日までに納品及び支払いを完了する必要がありますか。

A8 10月1日から12月31日までの間に納品が完了している場合で、1月の申請時点で支払いが完了していれば、補助対象となります。